

函館市国民健康保険料等の納付確認書の交付等に関する  
取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）を函館市に納付した者（以下「納付者」という。）等に対する保険料の納付済額を記載した文書（以下「納付確認書」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 納付確認書の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 納付者および同居の親族
- (2) 納付者から委任を受けた者（相続人および法定後見人を含む。）

(申請方法)

第3条 納付確認書の交付を受けようとする者は、納付者の氏名、住所、電話番号ならびに保険料の種別および納付した年を明らかにして、次のいずれかの方法により市長に申請しなければならない。

- (1) 市民部国保年金課もしくは各支所に来庁し、申請書を提出する方法
- (2) 電話により交付を申し出、または郵送もしくはファクシミリにより申請書を提出する方法
- (3) 電子情報処理組織を使用する方法により、電子申請をする方法

(申請の受理)

第4条 市長は、納付確認書の交付の申請があったときは、当該申請者に口頭、電話または電子メールにより申請を受理した旨を速やかに通知するものとする。

(納付確認書に記載する事項)

第5条 納付確認書には、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 納付した保険料の種別
- (2) 納付者の氏名および住所

(3) 保険料を納付した年，納付済額および納付見込額

(納付確認書の交付)

第6条 市長は，第3条第1号に規定する方法により納付確認書の交付の申請があったときは，当該申請者が第2条各号に掲げる者であることを確認の上，納付確認書を交付するものとする。

2 市長は，第3条第2号または同条第3号に規定する方法により納付確認書の交付の申請があったときは，納付者の住所に納付確認書を郵送するものとする。ただし，納付者からの申出により，事前に登録された送付先がある場合は，当該送付先に納付確認書を郵送することができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和3年11月19日から施行する。